

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 中心市街地活性化を担当する統括組織

まちづくり推進部に、中心市街地活性化に資する取り組みであるリノベーションまちづくりに関する業務を担当する審議監を配置し、事務の統括を行う。

また、まちづくり推進部まちづくり推進政策課において、事業の進行管理、評価を行う。

組 織	配 属
まちづくり推進部	住宅政策・リノベーションまちづくり推進審議監
まちづくり推進政策課	課長 1人 担当 4人

② フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係部局との緊密な連携体制が必要である。また、基本計画における事業進行を一元的に管理できる庁内体制の構築が必要である。

そこで、庁内体制としては、副市長及び計画記載事業の担当部長等で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを全庁的に把握し、適切な進行管理を行うとともに、計画記載事業の担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置し、計画に記載された個別事業の連絡調整を図る。

また、基本計画のフォローアップについては、毎年度行うとともに、最終年度である令和4年度には事後評価を行い、それらの結果を岐阜市中心市街地活性化協議会に諮る。

(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

2期計画認定以後の市議会における中心市街地活性化に関する議論について以下に示す。

① 平成25年第3回定例会(6月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市議会公明党》 ・商店街の実態と活性化に向けた今後の取り組み方針について	《商工観光部長》 商店街は全国各地において、大規模小売店舗の郊外立地、中心市街地の居住人口の減少などにより、多くの商店街が衰退傾向にある。例えば、柳ヶ瀬商店街の組合員数は、平成15年度はおよそ640件に対し、平成24年度においてはおよそ540件まで減少している。 後継者不足、施設の老朽化、共同施設維持の負担増などが共

	<p>通の課題として挙げられるが、そのような中でも柳ヶ瀬の日ノ出町商店街においては、平成 20 年度より商店街の活性化に取り組まれており、今議会に計上しているアーケードの改築事業も中心市街地活性化基本計画に掲載された事業であるため、市としても支援をしていきたい。</p> <p>また、今年 3 月、柳ヶ瀬や近隣商店街の関係者を含めて約 100 人が集まり「今の柳ヶ瀬をどう思うのか」、「活性化への課題は」などをテーマとする柳ヶ瀬集会が開催され、商店街組織の垣根を越えて、今後の柳ヶ瀬のあり方について活発な意見が交わされたと聞いている。</p> <p>さらに、国が実施した柳ヶ瀬商店街など中心市街地の未来図を描く、「まちの活性化・都市デザイン競技」においては、全国各地の 32 グループから応募があり、国土交通大臣賞など 7 点の受賞作品が選定された。今後、地域全体の魅力と回遊性を向上させる都市デザインや整備イメージの優秀な提案を参考にしながら、本年度、地元商店街が中心となって立ち上げる予定の協議会が、新たな柳ヶ瀬の将来像や諸課題の検討を進めていくことについて、本市も支援をしていきたい。</p>	
--	---	--

② 平成 26 年第 1 回定例会(3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《自民岐阜》 ・若い家族のまちなか賃貸住宅への転入を促進することの必要性の認識について	《まちづくり推進部長》 ・若い家族がまちなかへ転入する必要性の認識について 中心市街地は、高齢化率が 35.7%で、市平均を 10 ポイント以上も上回っている。こうした中、新婚・子育て世帯といった若い家族が中心市街地を含むまちなかに転入して暮らし始めれば、消費行動による経済循環や世代間のバランスが保たれることによるコミュニティー活動の活発化などが期待される。中心市街地を活性化する上で極めて重要である。 若い家族が賃貸住宅から持ち家に住みかえる場合は、子どもを転校させなくとも済むように、まちの暮らしに既になれ親しみ愛着を感じているため、賃貸住宅の近くで持ち家を探すパターンが多いと聞いている。したがって、若い家族が、市外から転入してまちなかの賃貸住宅で暮らすことは、若い家族のまちなかにおける定住促進につながる可能性があり、その必要性を認識している。
・若い家族のまちなかへの転入をさらに誘導するための取り組みについて	・若い家族のまちなかへの転入をさらに誘導するための取り組みについて 引き続き、まちなか居住支援事業の PR に努める。若い世代の居住ニーズを満たすような良質な住宅を供給する事業を検討するとともに、若い世代をまちなかへ誘導する方策についても研究を進めていきたい。

③ 平成 26 年第 4 回定例会(9 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市議会無所属クラブ》 ・高島屋南地区市街地再開発事業が柳ヶ瀬の活性化の起爆剤となる根拠について	《副市長》 高島屋南地区は、中心市街地の核施設で岐阜高島屋の南に位置している。この中心市街地は、商業機能、居住機能、文化機能や公共機能等のさまざまな都市機能が集積し、バス路線が集中するなど高い交通利便性を有するため、多くの市民が集まるその都市を特徴づけるまちの顔である。まちの顔である中心市街地の活性化は、都市の魅力、活力の向上につながる。

	<p>中心市街地の顔である柳ヶ瀬は、長期にわたり停滞が続く中、市民にとって最も利便性が高く、多くの都市機能が集積する柳ヶ瀬は市全体の活性化の源泉である。</p> <p>柳ヶ瀬の活性化は、本市の活力向上にとって喫緊の課題である。多くの市民が利用でき集客が見込まれる公共施設の設置は、柳ヶ瀬活性化のための1つの起爆剤である。この公共施設の導入については、岐阜市中心市街地活性化基本計画に位置づけており、内閣総理大臣の認定を受けている。</p>	
--	---	--

④ 平成 26 年第 5 回定例会(11月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳ヶ瀬のにぎわい創出について 	<p>《商工観光部次長兼企業誘致課長》</p> <p>柳ヶ瀬を初めとした商店街は、地域経済の活力を維持するとともに、市民生活の向上にとって重要な役割を果たしている。しかし、それを取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少など大きな社会構造の変化を迎えており、大型店の郊外進出等により厳しい状況が続いている。このような状況の中、特に今年度限りではあるが、継続的な集客促進、需要喚起、体质強化に効果があるとされた取り組みに対しては、国のにぎわい補助金が活用できたこともあり、大がかりなイベントが開催された。</p>

⑤ 平成 27 年第 4 回定例会(9月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《岐阜市民クラブ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳ヶ瀬地域のにぎわい再生に向けての方針と戦略について 	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>2期岐阜市中心市街地活性化基本計画では、にぎわいの創出とまちなか居住の推進を基本方針として現在取り組んでいる。</p> <p>にぎわいの創出では、柳ヶ瀬のまちの魅力向上、岐阜駅周辺のにぎわい増大、岐大跡地周辺のにぎわいの創出、柳ヶ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性向上の4つを基本戦略としている。その中で、柳ヶ瀬のまちの魅力向上と柳ヶ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性向上については、市街地再開発の促進、集客施設の整備、新規出店の促進、魅力あるイベントなどのソフト施策の実施のほか、公共交通の充実とレンタサイクルの活用などに取り組んでいきたい。</p> <p>まちなか居住の推進では、住宅の供給、まちなか居住のための支援、生活環境の整備の3つを基本戦略とし、居住者によるにぎわいの創出や商業の活性化につなげていきたい。</p> <p>今後も引き続き、柳ヶ瀬の魅力を高めるとともに、柳ヶ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性を向上させることにより、にぎわいを柳ヶ瀬に波及させ、中心市街地の活性化につなげていくよう事業を推進していきたい。</p>

⑥ 平成 29 年第 4 回定例会(9月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《岐阜市民クラブ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2期計画の現状 	<p>《まちづくり推進部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2期計画の現状について <p>2期計画では、活性化の基本方針を「にぎわいの創出」と「まちなか居住の推進」とし、柳ヶ瀬のまちの魅力を高め、にぎわい</p>

	<p>いを柳ヶ瀬に波及させる取り組みを進めてきた。平成28年度の数値目標の状況は、「柳ヶ瀬の新規出店店舗数」と「居住人口の社会増減数」は目標を上回り、「歩行者・自転車通行量」は目標を下回っている。</p> <p>特に商業について、顧客の来街状況を示す歩行者・自転車通行量の減少のほか、商店街の収益性を映し出す地価の下落、大型店舗が収益の確保に様々な取り組みを行っていること、商店街の方々と意見交換する中で聞く厳しい声などを総合的に捉えますと、停滞する状況が続いていること、商業機能としての再生には至っていないと認識している。</p>	
・次期計画でどのようなまちづくりを目指すのか。	<p>・次期計画でどのようなまちづくりを目指すか</p> <p>次期計画では、引き続き「まちなか居住」は推進するものの、「にぎわいの創出」から、まちそのものの資質を高めることが活性化の本質であることに着目し、基本方針を「エリアの空間需要を喚起し、投資が起こる持続可能なまち」とした。</p> <p>今後も、中心市街地に関わる地域の方々と協議を行いながら、国から次期計画の認定を受けられるよう、取り組むとともに、次世代につながる新しい魅力が集積した中心市街地として、将来の岐阜市を支え、牽引する役割が発揮されるよう、関係部署と連携を図りながら取り組んでいきたい。</p>	

(3) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

① 岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会連絡会

岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会は、毎月定例的に、連合会傘下組合及び岐阜商工会議所はじめ関係者間で、各商店街が取り組むイベントの紹介、組合が抱える問題や課題について意見交換を行っている。

所属
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会傘下組合 柳ヶ瀬通1丁目商店街、柳ヶ瀬通2丁目商店街、柳ヶ瀬通3丁目商店街、 小柳町商店街、日ノ出町商店街、岐阜劇場通北商店街、 スタープレイス柳ヶ瀬商店街、弥生町商店街の各振興組合
(オブザーバー) 岐阜商工会議所、岐阜市にぎわいまち公社、岐阜青年会議所、ひとひとの会、 ヒラタ産業株式会社、岐阜土地興業株式会社、岐阜観光社交事業協会、 岐阜市中心市街地回遊性協議会、岐阜高島屋、岐阜市 ほか

② 中心市街地活性化基本問題検討部会

< P144 参照 >

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「中心市街地活性化協議会」については、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察関係等を構成員とし、平成18年8月に立ち上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。なお、都市機能の増進を総合的に推進する調整を、岐阜市にぎわいまち公社(平成18年8月に中心市街地整備推進機構に指定)が担い、経済活力を総合的に推進するための調整を岐阜商工会議所が担う。

(1) 岐阜市中心市街地活性化協議会構成委員

(令和3年1月1日現在)

区分	所属	役職等
有識者	国立大学法人 岐阜大学	名譽教授
都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第1号)	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業務執行理事兼事務局長
経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第2号)	岐阜商工会議所	副会頭 専務理事
経済界	岐阜市商店街振興組合連合会 岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理事長 理事長
権利者	高島屋南市街地再開発組合	理事長
事業者	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取締役
金融機関	株式会社十六銀行 岐阜信用金庫	法人営業部地域開発グループ課長 営業戦略部部長代理
大型店舗	株式会社岐阜高島屋	代表取締役
地元自治会	華陽自治会連合会	会長
	徹明自治会連合会	会長
	明徳自治会連合会	会長
	京町自治会連合会	会長
福祉団体	一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会	会長
教育文化団体 (生涯教育、文化振興関係)	公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理事長
交通事業者	名古屋鉄道株式会社 岐阜乗合自動車株式会社	西部支配人室支配人 専務取締役営業管理部長
警察関係	岐阜中警察署	生活安全課長
行政	岐阜市	副市長
事務局	岐阜商工会議所	理事
		相談課課長代理
		相談課

(2) 協議会開催状況(1期計画認定前)

- 準備会 平成18年8月11日

議題：・協議会の設立、協議会の規約、及び改正まちづくり三法について
 ・講演「岐阜市の中心市街地活性化について」

- 第1回 平成18年10月30日
議題：・協議会規約の見直しについて
 - ・中心市街地のまちづくり計画(短期)[案]について
- 第2回 平成18年11月13日
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について
- 第3回 平成19年3月22日
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について
意見：・妥当なものである

○ 意見書提出 平成19年3月27日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

[付帯意見]

基本計画案では、5年間で実施される事業の実施主体、支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、中心市街地が活性化されると考えられるが、より確実に効果が上がる 것을期待し、次の意見を申し添える。

1. 行政、事業者及び商業関係者等が一体となった事業推進体制の構築を図られたい。
2. 基本計画の対象区域に隣接する地区も中心市街地活性化の担い手であることを考慮し、まちなか居住や都市福利等に関連する事業においては、対象区域と隣接地区の連携にも配慮されたい。
3. これから社会・経済状況を考えた時、選択と集中によるメリハリの効いた事業者支援が必要である。事業者の自主性、意欲、創意工夫に基づいた支援に配慮されたい。

(3) 協議会から出された主な意見

① 市街地整備等の事業について

- 1) 市街地整備、都市福利施設、居住、商業、公共交通等の項目によって事業のアンバランスがある。
- 2) 中心部で居住のための環境整備が必要。
- 3) 柳ヶ瀬での核施設が必要である。
- 4) 長崎屋跡地の活用がポイントである。
- 5) まち歩きの環境整備が必要。
- 6) 土、日曜日の人通りの減少は、商店主の責任が大きい。5%の増客を目指し、個店の情報提供を行う。
- 7) 玉宮は、がんばっている。柳ヶ瀬の商店は、遅くまで営業してほしい。
- 8) 公共交通(バス)が全て中心市街地を通るようにルート設定してほしい。

② 都市機能の集積について

- 1) 広域の問題を県と調整する必要がある。
- 2) 公共施設の郊外移転が中心部衰退の原因であると思う。
- 3) 郊外の大型店の規制が必要。

③ その他

- 1) 岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を相乗的に発展させるための役割分担を考える必要がある。

(4) 協議会開催状況(1期計画認定後)

- 第4回 平成20年2月27日
議題：・規約の改正(案)について
 - ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
 - ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更事項について
- 第5回 平成21年2月26日
議題：・事業の進捗状況について
- 第6回 平成21年9月3日
議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について
意見：・妥当なものである
- 意見書提出 平成21年9月10日
 - [意見]
岐阜市中心市街地活性化基本計画(変更案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。
- 第7回 平成22年1月27日
議題：・中心市街地活性化基本計画の変更認定について(報告)
 - ・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について
- 第8回 平成22年5月26日
議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・規約の改正について
 - ・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について
 - ・事業の進捗状況について
- 第9回 平成23年1月31日
議題：・日ノ出町アーケード改築事業の計画変更について
 - ・基本計画の変更について
 - ・主要事業の進捗状況について
- 第10回 平成23年6月3日
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況
 - ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・旧岐阜メルサファッショングラムへのドン・キホーテ出店に係る協議会の取り組み報告
 - ・岐阜市中心市街地活性化協議会部会の活動報告
 - ・主な事業の進捗状況報告
 - ・その他取り組み報告

○ 第11回 平成24年2月23日

- 議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告
・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画について
- 意見：・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画案概要は、第1期基本計画終了後の岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものであり、認定に向けて作業を進めることを了承する。

○ 意見書提出 平成24年5月10日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画(素案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(5) 協議会から出された主な意見

[意見]

平成19年の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定以降、岐阜シティ・タワー43及び岐阜スカイウイング37のツインタワー完成、全国最大級の面積を誇る岐阜駅北口駅前広場の整備など、新たな岐阜市のシンボルとなる核的開発が着実に実現とともに、商店街やまちづくり団体等においてイベント開催やゆるキャラを活用したPRなど、にぎわい創出のための各種ソフト施策が展開された結果、居住人口や通行量において活性化の兆しが現れるなど取組みの効果が出始めており、官民一体が活性化に向け各種事業を展開した結果であると言える。

特に、旧岐阜メルサファッショング館へのドン・キホーテ出店は、協議会としてワーキングを開催し、商店街や商工会議所、岐阜市など官民一体となって誘致活動に取り組んだことが実を結んだものであり、若者の回遊等による新たなにぎわいが創出されている。

今後も引き続き、2期岐阜市中心市街地活性化基本計画のもと、柳ヶ瀬の活性化を主眼に中心市街地全体の活性化をさらに推し進めるべく、行政と連携しながら協議会として活性化に取り組んでいく。

(6) 協議会開催状況(2期計画認定後)

○ 意見書提出 平成25年2月6日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更是妥当である。

○ 意見書提出 平成25年6月17日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更是、妥当なものである。

○ 第12回 平成25年8月9日

議題：・会長交代について

- ・規約の変更について
- ・2期計画第2回変更の認定について
- ・2期計画の進捗状況報告について
- ・日ノ出町部会の活動報告について

- 意見書提出 平成 25 年 10 月 4 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の第 3 回変更(案)は、妥当なものである。

- 意見書提出 平成 26 年 6 月 20 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 13 回 平成 27 年 2 月 26 日

議題：・2 期計画第 3 回、第 4 回変更の認定について

- ・2 期計画の進捗状況報告について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会の設立について

- 第 14 回 平成 28 年 1 月 14 日

議題：・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

- ・中心市街地活性化基本問題検討部会の協議について
- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

- 意見書提出 平成 28 年 2 月 9 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 15 回 平成 28 年 8 月 29 日

議題：・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び目標数値の達成状況について

- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会 岐阜市市街地の近未来を考えるシンポジウム

- 意見書提出 平成 28 年 10 月 18 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 16 回 平成 29 年 1 月 16 日

議題：・中心市街地活性化基本問題検討部会の活動について

- ・目標数値(居住人口の社会増減数)の速報値について
- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

- 意見書提出 平成 29 年 2 月 1 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 17 回 平成 29 年 10 月 17 日

議題：・次期中心市街地活性化基本計画の骨子について

○ 第18回 平成30年1月17日

議題：・次期中心市街地活性化基本計画（案）について

意見：・妥当なものである

○ 意見書提出 平成30年1月23日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである

[参考意見]

基本計画案については、これまでの1期・2期基本計画の総括等を踏まえ目標や事業が設定されていることから、着実に中心市街地が活性化されると考えられるが、より一層の効果が上がる 것을期待し次の意見を申し添えるので参考にされたい。

1 中心市街地及び周辺からの人の流れについて

観光資源の豊富な岐阜公園・長良川・金華山の観光エリアの宿泊客をはじめとする観光客を中心市街地に導き、一体的な相乗効果を生むため、中心市街地と観光エリアが連携する施策を検討されたい。

2 中心市街地の人の流れの創出について

ぎふメディアコスモスをはじめとするつかさのまち、商業地の柳ヶ瀬、交通結節点である岐阜駅周辺の各エリアの利用者が中心市街地全体を回遊してもらうために、連携する仕掛けをより一層取り組まれたい。

3 遊休不動産の利活用について

中心市街地において遊休不動産の利活用を促進するため、市と岐阜市にぎわいまち公社が、遊休不動産の所有者に対して指導、助言、相談対応など、利活用についての働きかけに努められたい。

4 持続的な商業活動について

商業活動を持続的に行っていくために、例えば商店の後継者不在の問題や商店の業態変更などへの支援を市と商工会議所が連携して積極的に行われたい。

5 まちの活力を支える居住者の確保について

中心市街地を持続可能な居住地とするために、多様な世代が居住するエリアとなるようまちなか居住の推進に努力されたい。

(7) 協議会開催状況（3期計画認定後）

○ 第19回 平成30年10月16日

議題：・組織体制について

- ・2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の総括及び3期岐阜市中心市街地活性化基本計画の概要について
- ・3期中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会について

○ 意見書提出 平成30年10月18日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 平成 31 年 1 月 28 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和元年 10 月 16 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 20 回 令和 2 年 1 月 10 日

議題：・(3 期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・(3 期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

- 意見書提出 令和 2 年 1 月 31 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和 3 年 1 月 29 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和 3 年 12 月 27 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和 4 年 1 月 20 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和 4 年 6 月 10 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

(8) 協議会の規約(中心市街地の活性化に関する法律との適合)

① 法第 15 条第 3 項 協議会設立時の公表

・規約において、広告について規定し(第 13 条)、協議会設立時に公表を行い、また、協議会の会議は傍聴が可能で、議事録も公開するなど、会議の透明性確保にも努めている。(規約第 11 条第 2 項、第 3 項)

② 法第 15 条第 4 項 関係者が参加できること

法第 15 条第 5 項 参加申し出を拒めないこと

・協議会への入会は、申し出でよいこととしている。(規約第 6 条)

(9) 中心市街地活性化基本問題検討部会の設立

柳ヶ瀬を含めた中心市街地全体を魅力ある空間にしていくことが求められていることから、中心市街地活性化協議会に「中心市街地活性化基本問題検討部会」を設立した。また、個別課題について協議を行う「ワーキンググループ」を設置した。

① 構成員

所属	役職
株式会社十六総合研究所	代表取締役
国立大学法人岐阜大学	准教授
岐阜市商店街振興組合連合会(市商連)	理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会(柳商連)	理事長
柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取締役
一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業務執行理事
岐阜商工会議所	事務局長 支援部長
岐阜市 (産業振興・企業誘致課、市街地再開発課、まちづくり推進部)	審議監 課長

② 会議開催状況

平成 27 年度：3 回

平成 28 年度：2 回

平成 29 年度：3 回

平成 30 年度：1 回

令和 元年度：1 回

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の統計的データによる現状分析、地域住民のニーズ分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析(P3~16 参照)」、「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析(P17~23 参照)」に、それぞれ記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

① 地域住民等を対象とした中心市街地に関する啓発活動

「岐阜市中心市街地の「近未来のグランドデザイン」を考えるシンポジウム」を開催し、岐阜市中心市街地の近未来の方向性や官民連携によるその実現手法について、パネルディスカッションを通じて啓発した。パネリストからの意見・要望は以下のとおりである。

- ・緑の空間や水辺空間を整備して公共空間を創出することで岐阜市の魅力が高まる。
- ・岐阜市新庁舎建設に伴う跡地利用について、市民が集える広場にしてほしい、公有財産ではなく、市民の共有空間という発想で議論してほしい。

開催日	平成28年7月14日
開催場所	みんなの森 ぎふメディアコスモス ドキドキテラス
参加者	約150人(企業、商店街関係者 等)
プレゼンテーション	○加藤義人氏(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) 「広域的交通インフラと岐阜市街地の将来展望」 ○出村嘉史氏(岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授) 「市街地空間デザインは誰が担うのか」 ○阪 健吉氏 ((株)大林組) 「社会空間変革の手法と事業者の役割」 ○大前 貴裕氏 ((株)ミュキデザイン) 「近未来の社会空間を創造する官民協働のしくみ」
パネルディスカッション	パネリスト：加藤義人氏/出村嘉史氏/阪 健吉氏/大前貴裕氏/ 古川洋治氏(岐阜市商店街振興組合連合会理事長)/ 林 亨一氏(岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会理事長) コーディネーター：西村 貢氏(岐阜市中心市街地活性化協議会会長)

② 地域住民等を対象とした協議・検討の場

岐阜薬科大学及び岐阜市立短期大学の大学生を対象として、ワークショップを開催し、柳ヶ瀬を含めた中心市街地全体をさらに活性化させるために、まちなかに必要な機能など具体的なアイデア聴取を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・柳ヶ瀬で開催されるイベントは、学生の参加率が低く、イベントがまちや個店への誘導につながっていない。柳ヶ瀬の魅力を向上させるためには、特徴ある品揃えが求められる。
- ・柳ヶ瀬への来街を促すためには、学生に人気のある情報誌への掲載、イベント時に個店や商品を認識してもらえるよう、割引チケットやスタンプラリーを実施するなど情報発信力の強化が必要である。
- ・地域色が豊かな店、商品づくりの工夫や作り手の思いが伝わる独自性の高いお店など個店の魅力向上が有効である。
- ・まちなかの居住は、実際に住まないとその住みやすさが伝わりにくいが、一度まちなかに住んでその良さを実感すれば、そのまま住み続ける可能性が高く、まちなか居住の良さを理解してもらえるような情報発信等が必要である。
- ・地域住民との交流を希望するが、まちなかに住んでも孤立しないよう、地域コミュニティとの交流を促す方策も有効である。

調査日 調査対象	平成 27 年 1 月 9 日 岐阜市立女子短期大学の学生 平成 27 年 1 月 14 日 岐阜薬科大学の学生
調査方法	ワークショップ形式 2 グループに分かれて各グループ 2 テーマについて意見を付箋に書き出し、意見を発表、KJ 法で意見のまとめ。
テーマ	①柳ヶ瀬があなたにとって魅力的なところになるためには何が必要か。 「岐阜駅周辺」、「岐阜大学跡地周辺」から「柳ヶ瀬」にぎわいを波及させるアイデア、大学生にとって魅力的な中心市街地にするためのアイデアを提案 ②あなたにとって住みたくなる「まちなか」とは何か。 大学生がまちなか居住を選択するために求めることや問題点、まちなか賃貸住宅家賃助成事業を、大学生に周知するための効果的な PR 方法についての意見聴取